

事 務 連 絡

令和6年12月6日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業」に関する
周知について（依頼）

平素より、障害福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠に御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）へ一本化するとともに、加算率の引上げを行ったところです。

現在、新加算の新規取得及び上位区分への移行について支援が必要な事業者等に対し、専門家（社会保険労務士等）による個別相談等を通じて、実態把握と新加算取得促進支援を行う「福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業（以下「本事業」という。）」をPwCコンサルティング合同会社へ業務委託し、実施しているところです。加算の要件に必要な各種規程や昇給の仕組み構築などについて専門家から無料でアドバイスを受けられますので、加算未取得事業所及び上位区分への加算取得を目指す事業所に本事業を広くご活用いただくため、各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、管内施設・事業所等への周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。※お申込みは、HP（<https://fukushi-shogukaizen.mhlw.go.jp/>）、下記委託先のメール、電話にて受け付けております

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課評価・基準係

電 話：03-5253-1111（内線 3036）

PwC コンサルティング合同会社

電 話：03-6257-0572

メール：jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com